

一般社団法人 日本クレー射撃協会

競技者規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）及び公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、並びに国際スポーツ射撃連盟（以下「ISSF」という。）の憲章等に基づき、一般社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という。）に所属する競技者の資格等に関する事項を制定し、もってクレー射撃競技の健全な普及・振興を図ることを目的とする。

(規程の適用範囲)

第2条 この規程は、次号の競技者及び指導者等に適用する。

- (1) 競技者とは、本会に選手登録した者をいう。
- (2) 指導者等とは、本会が委嘱した専門委員会の委員長、副委員長、常任委員等で、競技者の指導に関与している者をいう。

(競技者の遵守事項)

第3条 競技者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本会が定めた「協会理念・フィロソフィー」を基本として、本会定款を始めとする諸規程、並びに JSPO や、JOC が制定する諸規程及び諸規則を遵守・履行しなければならない。
- (2) 本会が定める競技ルール及び ISSF ルールを遵守しなければならない。

(競技者の禁止事項)

第4条 競技者は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 本会、JSPO、JOC、ISSF が参加を禁止した競技会に出場すること。

- (2) 本会の承認を得ることなく、ISSF 公認の競技会に出場すること。
- (3) 本会の承認を得ることなく、賞金又は出場報酬が得られる競技会に参加すること。
- (4) 本会の承認を得ることなく、自らが自分の氏名、写真又は競技実績を広告等に使用すること、又は使用することを第三者へ許可すること。
- (5) 競技に際して、ドーピング行為又は暴力行為等により、フェアプレーの精神を著しく侵害すること。
- (6) その他、本会の名誉を著しく傷付けること。

(競技者の商行為及び届出義務)

第5条 競技者は、自らの責任において、次の各号の商行為を行うことができる。

- (1) 講演会、テレビ出演、ラジオ放送・新聞・雑誌等の座談会、その他これに準ずる各種の行事に有償で出演すること。
  - (2) 競技用ユニフォームや使用する散弾銃などに、ISSF 及び本会が許可した商標、商標名、所属チーム名、都道府県名以外の広告物を付して競技すること。  
この場合、広告物の規格については、ISSF 規定を遵守しなければならない。
2. 競技者は、前項の商行為を行うにあたり、事前に本会へ届け出て承認を経なければならない。また、これらの商行為を行うに際しては、競技者自身又は他の競技者の名誉を傷付け、あるいはクレー射撃競技の健全な発展を妨げてはならない。

(マーケティングプログラム)

第6条 競技者は、本会及びJOC が推進する肖像権を含むマーケティングプログラムには、積極的に協力するものとする。その契約に基づく協力金の支払いについては、別に定める規程による。

(賞金等の受け取り)

第7条 競技者の賞金等の受け取りについては、次の通りとする。

- (1) 競技者が本会の承認を経た競技会に出場し、その競技会が賞金又は出場報酬が得られる（以下「賞金等」という。）ものであった場合は、その賞金等を受け取ることができる。
- (2) 競技者が未成年の場合は、所属する加盟団体又は加盟部会の代表者を通じて賞金等を受け取ることができるものとする。
- (3) 競技者が賞金等の受け取りを辞退した場合は、その賞金等を本会に帰属させるものとする。

(役員等の責務)

第8条 役員等は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう努めなければならない。
- (2) 競技者の指導にあたり、人権を尊重し、身体的・精神的暴力行為をしてはならない。
- (3) 競技会等のスポーツ活動以外の日常生活においても社会規範を遵守し、社会秩序の維持に努めなければならない。

(役員等の禁止事項)

第9条 役員等の禁止事項については、第4条及び第5条を準用する。

(違反者に対する処分)

第10条 競技者又は役員等が第4条及び第5条に違反する行為があったと認められる場合は、本会倫理規程に定められた手続きを経て専務理事が調査を行うものとする。

2. 被害の拡大が想定される場合、審査委員会は、決議により、専務理事の調査や当該案件の処分の有無が決定するまでの間、当該競技者又は指導者の権利の

一部又は全部を留保することができる。

3. 専務理事の調査後、本会が違反行為を認定し、倫理規程に基づき機関決定を経て当該競技者の処分を決定した場合、本会は、当該競技者又は役員等へ処分決定の通告を書面により行うものとする。

(不服申し立て)

第 11 条 第 10 条第 3 項における処分決定の通告を受けた当該競技者又は役員等は、通告の日から 2 週間以内に、本会に対し文書により処分に対する不服申し立てを行うことができる。

2. 不服申し立てを受けた本会は、当該案件を公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）へ報告し、仲裁機構の裁定に委ねることとする。

(規程の変更)

第 12 条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

## 附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 27 日より施行する。

この規程は、2023 年（令和 5 年）3 月 6 日より改正施行する。